

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 第一章 総則

### (目的等)

- 第1条 本ガイドラインは、当行の健全かつ持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーによる経営への信頼を高めるため、当行のコーポレートガバナンスに関するガイドラインを明らかにすることを目的とする。
- ② コーポレートガバナンス体制の整備に際し、当行の役職員は本ガイドラインを遵守しなければならない。
  - ③ 当行関連会社の役職員は本ガイドラインを行動の指針としなければならない。

### (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

- 第2条 当行は、滋賀県に本拠を置く地方銀行として、伝統ある近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を継承した行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」を活動の原点とし、経営理念に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄に努め、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る観点から、次の基本的な考え方に基づきコーポレートガバナンスの充実および不断の見直しを行う。
- 1.株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
  - 2.ステークホルダーと適切に協働する。
  - 3.非財務情報を含めた情報の適切な開示と、意思決定の透明性、公正性を確保する。
  - 4.経営陣幹部による適切なリスクテイクを可能とするための環境整備を行う。
  - 5.持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主との対話を重視する。

## 第二章 株主の権利の尊重、平等性の確保

### (株主の利便性向上)

- 第3条 当行は、株主の利便性向上を図るため、次の事項を実施する。
- 1.株主総会招集通知の内容充実と早期発送
  - 2.各営業店における計算書類、事業報告書、株主総会議事録等の閲覧請求の利便性向上
  - 3.議決権電子行使プラットフォームの利用
  - 4.集中日を回避した株主総会の開催

### (資本政策と株主の権利確保)

- 第4条 当行は、原則として自己資本の充実を期間利益の積み上げにより行うことを資本政策の基本方針とする。
- ② 前項にかかわらず、株式、転換社債型新株予約権付社債等の発行により自己資本の充実を行う場合でも、既存株主の権利確保のため、情報の十分な開示に努めるものとする。

#### (政策保有株式に関する方針)

第5条 政策保有株式については、経済合理性および地域経済との関連性ならびに当行の資本政策上の観点から総合的に判断し、縮減に努めることを基本方針とする。なお、売却にあたっては、取引先企業との十分な対話を通じて進める。

- ② 政策保有株式については、銘柄別にリスク・リターンを分析する等、定量面および定性面から保有意義を検証し、取締役会にて定期的に報告を行い、保有の可否を判断する。

#### (議決権行使基準)

第6条 政策保有株式の議決権の行使にあたっては、各議案が取引先企業の企業価値を高め持続的成長に資する議案であるという観点や、当行の企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断する。

- ② 株式価値に大幅な変動を与える場合や、議案内容に不明な点がある場合には、特に慎重にその賛否を判断する。

#### (株主への情報開示)

第7条 当行は、株主の権利行使に影響が及ぶ情報については、法令等で開示が義務付けられている情報以外の情報であっても、積極的な開示に努める。

- ② 情報開示に際しては、情報の正確性を期すとともに、有用性に配慮を行うものとする。
- ③ 情報開示に際しては、ホームページを利用する等、株主の利便性の向上に努める。

#### (株主の平等性確保)

第8条 当行は、株主をその持分に依じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように、適時適切に情報開示を行う。

### 第三章 ステークホルダーとの適切な協働

#### (ステークホルダーの尊重)

第9条 当行の健全かつ持続的成長と中長期的な企業価値の向上の源泉が、株主、お客さま、地域社会、役職員、その他の利害関係者との協働にあることを認識し、ステークホルダーの利益を尊重する企業文化の醸成を図る。

#### (経営理念)

第10条 当行は、本ガイドラインとは別に「経営理念」(注1)を定め、ステークホルダーとの共存共栄を内外に表明する。

#### (内部通報制度)

第11条 役職員の法令違反等に関する通報を役職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、行内外に通報窓口を設ける(監査役室、法務室、人事部、外部弁護士事務所)とともに、通報事案の調査、是正措置は、当該事案と利害関係を有しない関係部署が実施する。

- ② 前項の関係部署は通報者の秘密を厳守し、通報を行ったことを事由に通報者に対し不利益な取扱いを行わない。

- ③ 通報内容・対処結果等については、重要事案は発生の都度、軽微事案は定期的に、コンプライアンス委員会へ報告する。

## 第四章 適切な情報開示と透明性の確保

### (適切な情報開示)

第 12 条 ステークホルダーの当行に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とし、透明性の高い情報開示を目指し、重要な財務的、社会的、環境的側面等の情報の公正かつ適時、適切な開示を行う。

- ② 前項の開示を行うため、本ガイドラインとは別に「経営関連情報開示規程」を定め、体制を整備する。

### (会計監査人の選任、監査環境の整備)

第 13 条 監査役会は、会計監査人を適切に評価する基準を定めるとともに、その選任もしくは再任に際して、次の事項につき情報収集および検討を行う。

1. 監査法人の概要
  2. 欠格事由の有無
  3. 会計監査人の独立性に関する事項その他職務遂行に関する事項
  4. 監査法人における社員ローテーションや交代時の引継ぎ等の体制
  5. 監査法人の内部管理体制
  6. 監査報酬の水準、及び非監査報酬がある場合はその内容・水準
- ② 取締役会および監査役会は会計監査人の監査環境を次の観点から整備する。
    1. 会計監査人のための十分な監査時間の確保
    2. 会計監査人と経営陣幹部、監査役、社外取締役および内部監査部門との意見交換の場所および時間の確保
    3. 会計監査人が指摘した事項の対応体制の確立

## 第五章 コーポレートガバナンスの体制

### (監査役会設置会社制度の採用)

第 14 条 当行は、監査役会設置会社制度を採用し、監査役会による監査機能および独立社外取締役による監督機能を充実させ、取締役による意思決定の透明性、公正性を確保する。

### (取締役会の役割等)

第 15 条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の健全かつ持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、次の責務を果たす。

1. 会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行う。
  2. 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
  3. 内部統制およびリスク管理体制を整備するとともに、健全なリスク文化を醸成する。
  4. 独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う。
  5. 適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行う。
- ② 取締役会は、これを構成する取締役および監査役の多様性、規模について、次の方針に基づき構成を検討するものとする。

- 1.取締役会は「役員候補者の指名の方針と手続」(注 2)に基づき選任された取締役および監査役で構成するものとし、取締役会全体として多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るものとする。
- 2.社外取締役は原則 2 名以上とする。
- 3.取締役の員数は 15 名以内とする。
- ③ 当行は、取締役候補者の選任及び報酬案、重要な経営課題に関する事項等の検討に当たり、社外取締役の適切な関与・助言を得るため、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置する。
- ④ 取締役会は毎年 1 回、「取締役会評価基準」(注 3)に基づき、取締役会の実効性を評価し、その概要を開示する。

#### (取締役会の運営)

第 16 条 取締役会は、建設的な議論と審議の活性化を確保するため、次の点に配慮した運営を行う。

- 1.会日に先立った議案資料の提供
- 2.各年度毎の取締役会開催予定日および想定される議案項目の通知
- 3.上程議案数の適正な設定のための付議基準の見直しと適切な運用
- 4.役員に対する議案内容の事前説明および役員が求める必要な情報の適切な提供

#### (取締役の役割等)

第 17 条 取締役は法令、定款を遵守し、株主をはじめとするステークホルダーの利益のため次の点に留意し、善管注意義務、忠実義務を尽くす。

- 1.職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くすこと。
- 2.期待される能力を発揮して、当行のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行すること。
- 3.取締役に就任するに当たり、関連する法令、当行の定款、取締役会規程、その他の当行の内部規程を理解し、その職責を十分に理解すること。
- ② 役付取締役または使用人兼務取締役として取締役会から業務執行の決定の委任を受けた取締役は、委任を受けた業務につき権限を行使し、義務を負う。
- ③ 取締役は、「役員候補者の指名の方針と手続」(注 2)に基づき指名された候補者の中から、株主総会で選任されるものとする。
- ④ 各取締役が受けるべき報酬は、「役員の報酬決定の方針と手続」(注 4)に基づき、取締役会の決議により定める。

#### (社外取締役の役割等)

第 18 条 社外取締役は次の役割、責務を果たす。

- 1.経営の方針や経営改善について、自らの知識、経験を十分に活かし、中長期的な企業価値と株主共同の利益の維持、向上の観点から助言を行うこと。
- 2.経営陣幹部の選解任および報酬の配分等の意思決定に関与し、経営の監督を行うこと。

- 3.会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること。
  - 4.経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの権利確保に特に配慮すること。
- ② 当行は株主総会で選任された社外取締役の内、「独立性判断基準」(注5)を満たす者を取締役会決議により独立社外取締役として選定する。

#### (監査役会の役割)

第19条 監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役の選任に関する同意、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。

#### (監査役の役割等)

- 第20条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。
- ② 前項の責務を果たすため、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。
  - ③ 監査役は、「役員候補者の指名の方針と手続」(注2)に基づき指名された候補者の中から、株主総会で選任されるものとする。
  - ④ 各監査役が受けるべき報酬は、「役員の報酬決定の方針と手続」(注4)に基づき、監査役の協議により定める。

#### (社外監査役の役割等)

- 第21条 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。また、他の監査役と協力して内部監査部門等及び会計監査人との情報の共有に努めなければならない。
- ② 当行は株主総会で選任された社外監査役の内、「独立性判断基準」(注5)を満たす者を取締役会決議により独立社外監査役として選定する。

#### (常務会の役割)

- 第22条 常務会は、会長、頭取、副頭取、専務取締役および常務取締役から構成され、取締役会から委任された次の事項、その他経営に関する重要な事項を決議し、報告を受ける。
- 1.取締役および使用人人事に関する事項
  - 2.経営方針・経営計画・組織および規則に関する事項
  - 3.会社の計算に関する事項

#### 4.その他重要な業務執行に関する事項

##### (執行役員の役割等)

第 23 条 執行役員は、取締役会から委任を受けた業務について、取締役会で決定した当行の方針および取締役頭取の指示に基づき、責任をもって誠実に執行にあたる。

##### (内部監査部門との連携)

第 24 条 取締役および監査役は、必要に応じ内部監査部門との連携を確保する。

##### (社外取締役、社外監査役のサポート体制)

第 25 条 社外取締役に対するサポートは、秘書室および監査役室が担当し、取締役会議案・報告資料の事前配付及び事前説明等を行うほか、行内規程等の行内情報を閲覧できる環境を整備する。

- ② 社外監査役に対するサポートは、監査役室が担当するほか、定期的に行われる監査役会において、常勤監査役が業務監査の状況、重要会議の内容、閲覧した重要書類の概要等につき社外監査役に報告し、社外監査役による監査を支援する。

##### (取締役、監査役に対するトレーニング)

第 26 条 当行は、取締役および監査役がそれぞれの役割・責務を適切に果たすために必要な知識を習得できる機会を提供するとともに、その費用の支援を行う。

## 第六章 株主との対話

##### (株主との対話に関する基本方針)

第 27 条 当行は、企業の健全かつ持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話に努め、取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を策定し、開示する。

##### (担当部署、担当者)

第 28 条 株主との建設的な対話を含む I R 活動の統轄部署を総合企画部とし、同部の担当取締役を I R 担当者とする。

- ② 総合企画部は経営管理部および総務部と緊密に連携し、インサイダー情報管理を踏まえた適切な I R 活動を運営する。

##### (会社説明会の開催等)

第 29 条 当行は、株主、投資家を対象に、会社説明会を適宜開催する。

- ② 株主、投資家の意見は役員が共有し、経営施策に活用する。

## 第七章 雑則

##### (改廃)

第 30 条 本ガイドラインの改廃は取締役会の決議による。

以上

(注1)「経営理念」

私たちは、伝統ある近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を継承した行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」を活動の原点とし、ステークホルダーとの「共存共栄」を実現してまいります。

(地域社会との共存共栄)

地域とともに歩む銀行として、お客さまの信頼と期待にお応えするため、「健全」と「進取」の精神で地域社会の発展に努めます。

(役職員との共存共栄)

役職員一人ひとりの人権や個性を尊重し、働きがいのある職場づくりを進め、心身ともに「クリーンバンクしがぎん」の実現に努めます。

(地球環境との共存共栄)

琵琶湖畔に本拠を置く企業の社会的使命として地球環境を守り、ステークホルダーとともに持続可能な社会づくりに努めます。

(注2)「役員候補者の指名の方針と手続」

1. 取締役候補者の指名・取締役解任の方針と手続

候補者は次の指名基準を満たす者の中から、指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会決議をもって指名する。

- ①経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。但し、社外取締役候補者の場合にはかかる経験の有無は問わない。
- ②十分な社会的信用を有していること。
- ③社外取締役候補者の場合、当行以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任しないこと。

取締役が任期中において指名基準を満たさなくなった場合、取締役会は株主総会への解任議案を決議する。

2. 監査役候補者の指名の方針と手続

候補者は次の指名基準を満たす者の中から、指名・報酬委員会で審議し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会決議をもって指名する。

- ①銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。但し、社外監査役候補者の場合にはかかる経験の有無は問わない。
- ②十分な社会的信用を有していること。
- ③監査役の内1名は、財務および会計に関する知識または経験を有する者であること。
- ④社外監査役候補者の場合、当行以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任しないこと。

(注3)「取締役会評価基準」

次の観点から取締役会の実効性を評価し、その概要を開示する。

- ①取締役会の開催頻度
- ②審議項目の多寡及びその内容
- ③審議資料の質、量
- ④審議時間の確保
- ⑤議事運営の適切性

(注4)「役員の報酬決定の方針と手続」

当行の役員の報酬については、以下の方針および手続により決定する。

1.取締役の報酬

(1)取締役（社外取締役を除く）

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、以下の3つで構成する。

①確定金額報酬

役位を基に役割や責任に応じて支給する。

報酬限度：年額 2 億 2,500 万円

②業績連動型報酬

業績向上へのインセンティブを高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益を基準として支給する。

報酬限度：当該事業年度にかかる親会社株主に帰属する当期純利益の 0.45%以内で、上限は年額 7,500 万円

③譲渡制限付株式報酬

中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるため支給する。

報酬限度：年額 1 億円

(2)社外取締役

経営への監督機能を踏まえ、確定金額報酬とする。

報酬限度：年額 3,500 万円

2.監査役の報酬

中立性および独立性の確保の観点から確定金額報酬とする。

報酬限度：年額 8,400 万円

3.報酬決定の手続き

(1)取締役

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会の決議により決定する。

(2)監査役

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

(注5)「独立性判断基準」

社外取締役および社外監査役の独立性は、次のいずれにも該当しないことを判断の基準とする。

①当行グループ会社の業務執行者

②当行を主要な取引先とする者（※1）若しくはその業務執行者又は当行の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者

③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

④最近において前記①から③までに該当していた者

⑤前記①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

（※1）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の 1%以上の支払いのある先

（※2）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の 1%以上の支払いのある先